

泉大津市就学前施設再編検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 就学前児童のための教育・保育施設のあり方について具体的な内容の検討を行うことを目的として、泉大津市就学前施設再編検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市立教育・保育施設の再編統廃合に関すること。
- (2) 市立教育・保育施設の幼保一体化に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、泉大津市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）に属する委員のうちから、子ども・子育て会議の会長が指名する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該調査審議が終了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長それぞれ 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、泉大津市健康福祉部こども未来課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 最初に召集される会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。